

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者名及び住所

業者名	住 所	建設業 許可番号	元請、下請 の区分
株式会社竹中土木	東京都江東区新砂 1－1－1	1-003750	元請

注) 建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可業者を表す。

2 指名停止措置期間

令和 8 年 9 月 10 日 ～ 令和 8 年 10 月 9 日 (1 か月)

3 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する建設工事等

4 事実概要

(株)竹中土木が施工の「近畿自動車道久宝寺高架橋他 7 橋耐震補強工事」において、令和 7 年 8 月 5 日に作業員が足場組立中に足を踏み外し転落した際に左肩を負傷する事故が起き、当該作業員が 4 日以上休業したにもかかわらず、下請会社と共謀して所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行い、事故の状況を虚偽陳述した。

このことが、労働安全衛生法に違反するとして、同社社員が、令和 8 年 6 月 10 日に羽曳野簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。

5 指名停止理由

上記事実は、茨城県建設工事等請負業者指名停止等措置要領（平成 7 年 6 月 1 日付け監第 184 号。以下「指名停止等措置要領」という。）別表第 2 第 15 号アに該当する。

< 指名停止等措置要領別表第 2 >

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、次に掲げる不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。 ア 業務に関し、法令に違反したとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内

問 い 合 わ せ 先

茨城県土木部監理課建設業担当
 茨城県水戸市笠原町 978-6
 電話 029-301-4334 (ダイヤルイン)